

評議員の選挙に関する細則

本細則は、評議員等の選出方法等に関する規程第4条に基づき、評議員の選挙に関する事項を定めるものである。

第1条 評議員等の選出方法等に関する規程第7条の選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、
立候補締切日、投票締切日、開票日などの選挙日程、選挙人及び被選挙人等を決定し理事会に速やかに報告するとともに有資格会員に告知の上、選挙を実施する。

第2条 投票は、郵送による無記名投票とする。選挙人は、委員会が定める投票用紙（以下「用紙」という。）に、評議員に投票する被選挙人の氏名を選出数に応じ連記する。ただし、最大5名とする。

第3条 用紙を選挙人に送付する際、次の事項を記載した文書を添付する。

- (1) 選挙人および被選挙人の資格
- (2) 被選挙人の名簿
- (3) 投票締切日及び開票日
- (4) 投票の有効性
- (5) その他委員会が必要と認める事項

第4条 開票に際しては、次の点に留意する。

- (1) 用紙を用いない投票は、無効とする。
- (2) 郵便の消印が投票締切日を過ぎた投票は、無効とする。
- (3) 無記名投票ではないと判断される投票は、無効とする。
- (4) 用紙に規定の人数を超える記載のある投票は、無効とする。
- (5) 用紙に規定の人数以内の被選挙人氏名の記載がある投票は、その氏名を有効とする。
- (6) 用紙に規定の人数以内の被選挙人氏名の記載がある投票であって同一氏名が重複している場合は、当該氏名を1と数える。
- (7) 用紙に規定の人数以内の被選挙人氏名の記載がある投票であって被選挙人氏名の誤記又は判読不能がある場合は、当該氏名は無かったことにする。
- (8) 用紙に規定の人数以内の被選挙人氏名の記載がある投票であって被選挙人の氏又は名だけがある場合は、当該被選挙人氏名は無かったことにする。

第5条 当選人の決定は、次による。

- (1) 評議員選挙では、有効得票数の多い順に当選人とする。
- (2) (1)で、当落境界に同数の得票者があり定数を越えるときは、委員会は抽選を行って当選者を決定することができる。
- (3) 当選人の決定に関して疑義が生じた場合はその都度、委員会において処理する。

第6条 委員会は、選挙の開票後、選挙の結果を理事会に報告し、当選人に当選の旨を速やかに通知する。委員長は、理事会に速やかに次の事項を報告する。

- (1) 投票締切日、開票日時及び場所
- (2) 評議員選挙について選挙人の総数、有効投票数及び無効投票数
- (3) 評議員選挙で当選した者の氏名及びその有効得票数の一覧、並びに前条(2)による抽選を行った場合の経緯と結果
- (4) 前条(3)による処理を行った場合の経緯と結果

附則

本細則は、平成10（1998）年10月5日制定

1999年3月23日改訂

2001年6月29日改訂

2002年10月4日改訂

2015年11月7日改訂

2017年2月15日改訂

2020年9月18日改訂

2023年5月10日改訂